

第3次山形県循環型社会形成推進計画【中間見直し版】(案)についての意見募集の結果

1 意見の募集期間

令和8年2月12日(木)～令和8年3月4日(水)

2 提出された意見の件数

10件(意見提出者数5人)

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方
1	<p>本文 P. 8 の最語尾の記述について、2010(平成 22)年 3 月 30 日付け環境省通知において、「民間団体等がボランティア活動として海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物である」と明示の上、「民間団体等が事業委託等の事業として海岸漂着物等を回収した場合は、その種類によって、一般廃棄物又は産業廃棄物となる」となっているため、そのように掲載した方が良くと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、民間団体等が回収した場合の扱いを明確にするため、次のとおり修正します。</p> <p>「なお、海岸管理者等が海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物(民間団体等が事業委託等により、当該民間団体等の事業として海岸漂着物等を回収した場合を含む。)は、その種類によって一般廃棄物又は産業廃棄物に、民間団体等がボランティア活動として海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物に分類されます。」</p>
2	<p>本文 P. 36 に「飲食店等で使用される使い捨てプラスチック製品等の使用抑制や、リサイクル・リユース製品の活用、環境に配慮した包装資材への転換促進等を支援します。」とあります。</p> <p>インセンティブとして、具体的な仕組みや補助制度等は想定されていますか。</p>	<p>ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む飲食店、宿泊施設、小売店・スーパーを「もったいない山形協力店」として登録し、県ホームページで紹介するほか、普及啓発資材を配付するなど、事業者の取組みを支援しています。また、事業者の 3R に係る商品開発、事業化調査等への補助制度も実施しております。</p> <p>引き続き、より効果的な支援施策を検討してまいります。</p>
3	<p>本文 P. 36 に「市町村によるプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再商品化の実施等の体制整備に向け、助言等の支援を行います。」とあります。</p> <p>山形県は、分別回収を促進する立場でしょうか。</p>	<p>プラスチック資源循環促進法により、市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。</p> <p>県としても、一般廃棄物のリサイクル率の向上に向けて、市町村によるプラスチックに係る資源循環の取組み(分別回収、リサイクル等)に対し助言を行うなど支援してまいります。</p>
4	<p>本文 P. 38 に「市町村とともに、集団回収実施団体が減少している地域における新たな団体の掘り起こしや新たな回収方法の検討を行います。」とあります。</p> <p>どのようなものを想定されていますか。</p>	<p>拠点回収、イベント回収の導入や、民間事業者の活用など、より効果的な取組みを市町村と連携して検討してまいります。</p>
5	<p>本文 P. 38 に「リチウム蓄電池等による火災事故等の発生を防止するため、市町村と連携して分別・回収方法について周知徹底しま</p>	<p>県内市町村及び一部事務組合に周知し、適切に対応くださるよう依頼しております。</p>

番号	意見の概要	県の考え方
	<p>す。」とあります。</p> <p>モバイルバッテリーやスマートフォンなどに使われている「リチウムイオン電池」による火災や発火事故が相次ぐ中、環境省は家庭から出される不要になったすべての「リチウムイオン電池」を市区町村が回収するよう求める新たな方針をとりまとめ、令和7年4月15日付け環循適発第2504151号により「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」を发出していますが、このことの周知はされているのでしょうか。</p>	
6	<p>現在国（環境省）において、「不適正ヤード」問題に係る法改正が議論されていることを踏まえ、本文 P. 49 において、「不適正ヤード（金属スクラップヤード等）」や「廃棄物と有価物の混合物」を取り扱う業者についても、立入検査等（監視・指導）の対象として明記すべきです。</p>	<p>不適正ヤード問題については、現在、政府において法改正が進められているところです。その動向を注視し、今後、不適正ヤード問題に対する県としての対応を検討してまいります。</p> <p>なお、法改正がなされた場合は、県として適切に対応してまいります。</p>
7	<p>本文 P. 49 / 3 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減 / (1) 廃棄物の適正処理の推進 / 5 つ目の○に「県外産業廃棄物の搬入規制（県外産業廃棄物の搬入は埋立実績の2割以内）を継続する」とありますが、次のとおり対応いただきたい。</p> <p>①計画に記す“規制”の文言が適切か否かの検証。（参考：福島県廃棄物処理計画（令和4年1月） / 「最終処分業者への県外物の搬入割合については…20%以下を目標としつつ…指導していくこととします。」）</p> <p>②段階的緩和等に向けた意見交換会を定例的に継続開催する旨の追記。</p>	<p>① 県外産業廃棄物の搬入規制（県外産業廃棄物の搬入は埋立実績の2割以内とする）については、現行の第3次山形県循環型社会形成推進計画に規定しており、この扱いは中間見直し後も継続したいと考えていること、また「規制」という言葉は一般的に使用されている言葉であることから、計画本文の記載は現行計画の記載を継続します。</p> <p>② 廃棄物の安定処理に向けては、今後も機会を捉えて関係者等からご意見を伺いながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでまいります。</p>
8	<p>本文 P. 49 に記載されている「県外産業廃棄物の搬入を埋立実績の2割以内とする」という規制について、その「2割」という数値の客観的な根拠を明示し、また、現在の廃棄物排出量減少に伴う経営環境の変化を鑑み、本規制の排除、あるいは大幅な緩和を求めます。</p> <p>特に近年は、産業廃棄物排出量が減少傾向で、最終処分場の稼働率が低下しており、一律規制を課すと、県内処理能力の維持を困難にする恐れがあります。埋立処分場の継続的な適切な運用を考慮すれば、少なくとも適正な中間処理を経た廃棄物については2割規制の対象外とする等、規制の対象区分を精緻化すべきと考えます。</p> <p>また、国の第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行に向けて、静脈</p>	<p>県外産業廃棄物の搬入規制（県外産業廃棄物の搬入は埋立実績の2割以内とする）については、県内で発生する産業廃棄物の処分先を将来にわたって安定的に確保するために必要と考えております。「2割」以内としたのは、地域住民の理解が得られるよう配慮したものですので、御理解願います。</p> <p>なお、県外産業廃棄物の搬入規制は、埋立処分される廃棄物に対するものであり、循環利用される廃棄物に対して規制を課すものではありません。</p>

番号	意見の概要	県の考え方
	産業の高度化と安定化を重視しています。処理後物まで一律割合規制を行うことは、広域循環の最適化という国方針との整合性の観点から再検討の余地があると考えます。	
9	<p>本文 P. 49 において「優良産廃処理業者の育成・増加に向けた指導を継続」とありますが、単なる指導や許可更新時の働きかけに留まらず、民間の投資意欲を喚起する実効性のある優遇措置を明記すべきです。</p> <p>他都道府県では、公共工事の総合評価落札方式における加点評価や、許可申請書類の一部省略といった具体的なインセンティブを付与しています。本県においても、県発注業務における優先的な指名や評価加点、または行政手数料の減免、県独自の補助金採択時の優先枠設定など、優良認定を受けることの経済的・事務的メリットを明確に打ち出してください。</p>	<p>優良産廃処理業者認定制度については、許可の有効期間の延長や、許可申請時の添付書類の一部省略などのインセンティブがあります。また、産廃処理を委託する事業者にとって、環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイントになるものとして、県民に広く紹介しているところです。</p> <p>公共工事に係る優遇措置や、補助金採択時の優先枠については、許可取得を必要としない事業者とのバランスを考慮する必要がため、現時点では考えておりません。</p>
10	<p>本文 P. 52～／第 5 章 3 (4) 海岸漂着物等の回収及び発生抑制の促進／「② 発生抑制対策の推進、普及啓発・環境教育の実施」または「③ 関係者の相互協力」の項目に、以下の内容を明記していただきたい。</p> <p>「海岸域だけではなく河川上流域、内陸域から県民一丸となりごみを流出させないための仕組みづくり（広報、啓発、家庭や事業ごみの削減含む）を推進する」。</p> <p>本文 P. 54 において、「山形県の海岸漂着ごみは、その 7 割が県内の陸域部から流出したものとされています」との指摘があり、本文 P. 53 において、マイクロプラスチック化する前に「陸域部の街中や河川敷・水路等においてごみの発生抑制を図ることが重要」とあります。</p> <p>海岸漂着物問題を「海辺の課題」としてのみ捉えるのではなく、内陸部や河川上流域を含む全県的な課題とする必要がありますので、単なる「連携」に留まらず、広報や啓発、さらには家庭・事業所におけるごみ削減まで踏み込んだ「ごみを流出させない仕組み」を、内陸部を含めた県民総ぐるみで構築していく姿勢を、計画上に明確に打ち出してくださいと考えます。</p>	<p>県では、市町村、消費者団体、NPO 法人、商工業・製造業等の代表の委員及び公募委員で構成する「ごみゼロやまがた推進県民会議」を設置し、循環型社会の実現に向け、「ごみゼロやまがた県民運動」を展開しておりますが、御意見を踏まえ、本文 P. 53 「② 発生抑制対策の推進、普及啓発・環境教育の実施」の項目に、次のとおり県民運動の取組みに係る記載を追加します。</p> <p>「県民総参加による「ごみゼロやまがた県民運動」を展開し、家庭や事業所におけるごみの削減や、陸域部での対策が海岸漂着物等の発生抑制につながる等について、県民に対し広く周知・啓発します。」</p>

#### 4 問い合わせ先

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 リサイクル・環境産業担当  
 電話 023-630-2324